

ised@glocom

ディスクルス(倫理)の構造転換

北田 暁大 KITADA Akihiro

gyodai@iii.u-tokyo.ac.jp
2005.03.12

0. 問題提起

- CMC (computer-mediated communication) による電子民主主義、あるいは電子公共圏

1. メディア論的視点
 - computer-mediatedであることのコミュニケーション論的意味
 - サイバースケード、フレーミング発生のメカニズムの分析
2. 規範論的視点
 - 公共性、共同性をめぐる社会哲学的意味
 - CMCが可能にする「共同性」のあり方規範的に考察
3. コミュニケーション・デザイン(アーキテクチャ)論的視点

0. 問題提起

- 1.の視点
 - CMCが前提とするコミュニケーションのアーキテクチャについては、問わない。
- 社会心理学的なCMC研究
 - 特定のコミュニケーション・デザインが実装されたメディアの機能を、コミュニケーション特性の事実に観察の後に、事後的に推定する(機能的差異が観察されない場合には、「メディアの差異」も否定される。 cf. インターネット・パラドクス論)。

0. 問題提起

- しかし、アーキテクチャによる行為コントロールがCMCによって前面化されるとするならば、コミュニケーション・デザイン(コミュニケーションの水路づけ)を規定するアーキテクチャと、コンテンツ・レベルでのコミュニケーションのあり方との結びつきも考察されなくてはならない。
- その考察は当然のことながら、2.に関連してくるだろう。

- 本報告の視点:
 - 「ネット公共圏」をめぐる従来の議論は「2>1、3不在」であった。1と2の連関を考察した後、3の問題に踏み出す。

0. 問題提起

- 本報告の構成

0. 問題提起

1. 「ネット公共圏」論のコミュニケーション・デザイン
 - 1-1. 公共圏の条件
 - 1-2. 言説の稀少性と公共圏
2. CMCの構造と「公共性の構造転換」
 - 2-1. 「電子公共圏」の不可能性が意味するもの
 - 2-2. (マスメディア的)「言説の希少性」の脱臼
3. CMC空間の社会哲学

1. 「ネット公共圏」論のコミュニケーション・デザイン

1-1. 公共圏の条件(1)

- 「ネット公共圏」論の失効と反復
 - ハーバーマスの公共圏概念とジャーナリズム理論との結びつき。失効がいくら宣告されても回歸してくる。
 - ここで考えるべきは、「公共圏」概念そのものが前提とするコミュニケーション観。それがいわば構造的にCMCに対する社会学的観察を阻んでいるのではないか。

1-1. 公共圏の条件(2)

- コミュニケーション的行為の理論
 - コミュニケーション的行為
 - 発語内行為のみによって成り立つ相互行為(生活世界、討議): 「理解可能性」「真理性」「誠実性」「正当性」といった妥当性要求を反事実的に想定する。
 - 戦略的行為
 - 発語媒介行為が入り込んだ相互行為(機能システム)

1-1. 公共圏の条件(3)

- コミュニケーション的行為が前提とする行為観
 - 重要なのは、コミュニケーション的行為が二重の意味
超越論的前提
規範的目標
を担わされていること。対面的コミュニケーションにおいて機能する超越論的前提を、規範的な理想状態としても設定する(両者は本当は別)。にかんしては、べつに対面的コミュニケーションである必要はない。了解を指向するものであれば、それはいかなる伝達様式によって行われても構わない。

1-1. 公共圏の条件(4)

- コミュニケーション的行為の二重化によって、メディアの差異が理論のなから付随化される。というか、メディアの差異を付随化しているという事実性が忘却される。実際は近代的な活字複製文化が成熟した効果として「発語内行為のみによって成り立つ相互行為」が規範的に指向されるようになったのではないか。
- この二重化は、また公共圏概念の政治的多義性を生み出す。だから、コミュニケーション的行為の理論に納得しない論者であっても、たとえばネット・クルーゲのように、公共圏概念を用いることができる(「主流メディアvs対抗メディア」という図式。しかしそれは「ドミナント・イデオロギーvs抵抗的イデオロギー」という図式の別表現である場合が多い。メディアそのものは実は透明化されている)。

1-1. 公共圏の条件(5)

- コミュニケーション的行為を支える情報制度
 - コミュニケーション的行為の空間=討議の空間は、それ自体特定の制度的・歴史的負荷を帯びている(文芸サロン、政論ジャーナリズムにおける階層的限定。知識階級の自律性。「発語内行為」の希少性...)。重要なのは、「言説の希少性」を自己生成する仕組み。
 - 公共圏、「討議」のインフラ
言説の希少性
正当化する責任主体の理念
正当化のための時間と空間

1-1. 公共圏の条件(6)

- 公的な領域において言説を生み出す主体は、自らの言説を理に適った形で正当化する用意がなくてはならない()。正当化のためには時間が必要であり、討議空間は、十分な時間を組織化したものでなくてはならない()。かつ、そうした討議空間が「倫理的価値がある」という、メタレベルでの社会的承認が成り立っていないと()。

1-2. 言説の稀少性と公共圏(1)

■ 二つの道筋

「公共圏としてジャーナリズムを見る」

1. 類廃の歴史:

経済システムの侵食によってマスメディア・ジャーナリズムは「社会的なもの」に覆われる。システムの植民地化による理解(規範的理念)の失効。

2. 規範的理念としての「政治的」救済:たとえば、「受け手の能動性」の強調など

1-2. 言説の稀少性と公共圏(2)

■ 「類廃」と言説の稀少性

■ 「マスメディア・ジャーナリズムは、政論ジャーナリズムの失効後ダメになった」というのではない。「マスメディア・ジャーナリズムは、政論ジャーナリズムの失効後、新たな形で“言説の稀少性”を調達するようになった」と考えるべき。

1. 「不偏不党性」の歴史的意味転換:

「政府に対抗しない=不偏不党」

「差し障りのない記事を書く=不偏不党」

2. 放送における「公正原則」の意味

(対立する意見の併記原理:討議の基本前提):

(電波周波数の稀少性(強力効果説) 社会的責任 公正であれ)という論理。

1-2. 言説の稀少性と公共圏(3)

■ 社会的構築物としての「討議」

□ 物理的に偶然的な事情(電波の稀少性)に由来する言説の稀少性を、自らの生み出す言説の倫理的価値に由来するものと読み替える。

□ 偶然的に生成された社会制度によって担保された「討議」空間を、倫理的「討議」の場として読み替えること自体が、言説-制度的に担保される。

□ 「ジャーナリストの社会的使命(責任)」が、「思い上がり」と受け取られる構造的可能性。(ジャーナリズム批判とジャーナリズムの自意識の同時生成)

2. CMCの構造と「公共性の構造転換」

2-1. 「電子公共圏」の不可能性が意味するもの(1)

■ 二つの問題

1. 公共圏概念の「マスメディア的性格」。言説の稀少性とそれを担保する制度。言説の稀少性が成り立たないメディア環境のなかでは、それは「反動」となりうるのではないか。

2. 公共圏概念の「コミュニケーション論」

■ マスメディア・ジャーナリズムに適合的なコミュニケーション観
発語媒介行為 / 内行為を区別する技術的可能性
「再帰的態度」を可能にする時間 / 空間の整備

2-1. 「電子公共圏」の不可能性が意味するもの(2)

発語媒介行為 / 発語内行為を区別する技術的可能性

□ CMCにおいて問題なのは、意図に準拠した二つの行為類型の識別可能性ではない。メタレベルで「適切さ」をフィルタリングされない様々なコミュニケーション様式が、無媒介に交差すること。

関連性理論などで想定されているコンテキスト効果の確保が容易ではない(生活世界における慣習は、コンテキスト画定にあまり寄与しない)。

□ CMCにおける政治的賭金は、伝達内容の「正当性」そのものではなく、コンテキスト効果の操縦である。「行為の単位性は、意図によってではなく、聞き手の解釈を待って画定され」という一般的な原理がより鮮明な形で前面化する。(意図に基づき「行為」の確定(a))のみならず、(コンテキスト・オペレーションによって、自らの「行為」の解釈を適切化する(b))ことが重要な課題となる。

2-1. 「電子公共圏」の不可能性が意味するもの (2)

再帰的コミュニケーションの時間 / 空間整備

- CMCにおいては、行為の「正当化」のための時間的な区切りが、明確ではない。空間的に「討議」の外延が画定されないということは、時間的な再帰性が加速することを意味する(沈黙の持つ意味の上昇など)。ある種動物的な反射能力(response-ability)が重要な意味を持つ。

2-2. (マスメディア的)「言説の希少性」の脱臼(1)

- CMCにおいては、言説を供給する特権的他者が存在しない状況のもと、時間的に急き立てられた「コンテキストの政治学」が前面化する。それは逆にいえば、マスメディアが隠蔽し続けてきたコミュニケーションの真理を表面化させたものといえる。マスメディアの実定道德は失効する(だからこそ、マスメディア・ジャーナリズムは「ネットの反道徳性」を強調し続けるだろう)。

2-2. (マスメディア的)「言説の希少性」の脱臼(2)

- 当然のことながら、コンテキスト・オペレーションの前面化(コミュニケーションは「何what」によってではなく、「いかにhow」によって統制される)、「状況定義の一次性」のほつれはすでに言語ゲーム論などによって示唆されていた。つまり、対象項の意味は文脈によって決定されるのではなく、文脈そのものもたえず個々の「指し手move」によって構築されるのだ。と。それは、発語内行為 / 発語媒介行為の区別が、アプリオリな形によってではなく、occasionallyに構成されていく、ということの意味する。
- こうした「状況(文脈)の逐次的構築」がCMCにおいては前面化される。(「秩序の合理性」に対する「つながりの社会性」の前面化、と言ってもよい。)

2-2. (マスメディア的)「言説の希少性」の脱臼(3)

- たとえば、「フレーミング(炎上)」があった場合に、内容云々にかんする批判よりも、ブログ主などの「対応のmazさ」への言及がみられるのもこのためではないか。個別的なmoveによって文脈を変化させるのではなく、状況全体を包含するような状況定義を提示することによって文脈を統制しようとするとき - つまり自分の「行為」を、受け手を無視して自分で定義しようとするとき -、「状況(文脈)の逐次的構築」を規範化する人々の反発を呼ぶ(「状況の一次性」ルールと「状況の逐次的構築」ルールとの対立)。
- CMC空間において、「作法」にかんする自己言及が多いのも同じ論理で説明できる。

3. CMC空間の社会哲学

3. CMC空間の社会哲学(1)

■ 二つの事実と規範

□ 【事実の位相】

- (a) 相互理解の前提となる「状況定義」を可能にする「慣習」が共有されにくい。したがって、コンテキスト構築そのものがコミュニケーションの重要な課題として浮かび上がる。
- (b) 送り手が状況定義権を持つとされる環境は、偶然的に成立したマスメディアの世界観のなかで実定化された。

3. CMC空間の社会哲学(2)

- [規範の位相]
- (A) 相互理解を遂行するためには、理解指向的な行為が展開されなくてはならない。理解を指向しない行為を、「不適切」なものとして排除することは、倫理的に正当化される。
- (B) 理解指向的 / 結果指向的という区別を、第三者的な基準にもとづいて提示することはできない。むしろそれは、「状況定義権を特定の送り手が持つべき」という無根拠な前提的規範を持ち込んでいる。状況定義権の無根拠な占有を批判することには、一定の倫理的正当性がある。仮にこうした二つの規範が選択肢として存在すると、どちらが「道徳的によい」と一義的に言うことはできない。

3. CMC空間の社会哲学(3)

- コミュニタリアニズムと集団分極化
- 集団分極化(サンスティーン)の二つの方向性
- 「コンテキスト」への態度によって、
 1. 闘争的コミュニタリアニズム
 2. 多元主義的コミュニタリアニズム

3. CMC空間の社会哲学(4)

1. 闘争的コミュニタリアニズム
 - コンテキストを共有する言論空間へのコミットが上昇し、価値集団が分極化する。マス・コミュニケーションにあっても観察された先有傾向の強化が強化された形、コンテキストを共有しない他者との闘争、コンテキストそのものの「支配権」をめぐる闘争の激化。
 - 行為の「正当化」が付随化される。あるいは、行為の「正当化」の方法自体が個別のコミュニティにおいて個別化される。
 - 闘争的敵対主義。「語り方」も含めた言説の闘争を肯定。
2. 多元主義的コミュニタリアニズム
 - コンテキストを共有する他者との共存を指向、コンテキスト闘争そのものを回避(脱社会的?)。

3. CMC空間の社会哲学(5)

- コミュニタリアニズム以外の途
- 1. 「自生的秩序」論
 - 創造性を重視し、慣習がもたらす自生的秩序を尊重する。「いかなるコンテキストが適切か」を第三者が定めることはできない。どのようなコンテキストが最適かは、無数の試行錯誤が決定する。
- 2. リベラリズム
 - 「表現の自由」の制度的担保。内容中立的な規制の必要、いわば「コンテキスト構築の形式」にかんして政府が規制することができる、という発想。テキストの内容について第三者は干渉しないが、コンテキスト構築の形式についてはある程度干渉することができる。

3. CMC空間の社会哲学(6)

- コンテキストの政治学に、「状況の一次性 vs 状況の逐次的構築」という両極を乗り越えて、対処しようとする立場。(サンスティーン的共和主義)
- CMC空間に、言説生産の主体の責任帰属の可能性、行為主体性を持ち込む。コミュニタリアニズムを構造的に生み出す現在のコミュニケーション・デザインの再構築を目指す。cf. 白田「網論と統論」

3. CMC空間の社会哲学(7)

- 「アリーナ」の多重化
- 闘争的コミュニタリアニズム / アナキズム / リベラリズムは、ある意味で「コンテキストの政治学」に参加することを同意した人びとの立ち位置。つまり、アリーナへ出ることの同意をとれている。
- しかし、当然のことながら、「なぜアリーナに上らねばならないのか？」という問いも成り立ちうる。(コンテキストに照準しつつ「道徳的、倫理的であること」を指向する)のではなく、(なぜ、道徳的でなければならないのか)と問う向きである。

3. CMC空間の社会哲学(8)

- CMCは、こうした「アリーナの他者」に場所を与える装置でもある(公/私の境界線は何重にも多元化されていく)。たとえば、フィルタリング、「デリーミー」的状况に充足する、徹底した「多元主義的コミュニタリアン」の立場。「アリーナへ昇る」という欲求を持たない、という立場。それは、ある意味で、サンスティーンが危惧する「闘争的コミュニタリアン」よりも「ラディカル」な位置取りである。
- コンテキストの政治学と時間の急き立ては、いわば「無限の応答責任」を前面化する。「応答しない」ことの道徳的(無)価値は上昇する。いわば動物的に応答責任が欲求されるのである。

3. CMC空間の社会哲学(9)

- 責任の構成主義はここにおいて極点に達する(匿名性は、無責任をではなく、固有名に還元されない過剰な責任を生み出す)。こうした応答責任の無限連鎖から「降りる」、あるいは「回避する」ことのニーズも同時に高まる。アリーナの多元化、公/私区分の重層化によって、責任のインフレを回避する方法論といえる。
cf. SNS

3. CMC空間の社会哲学(10)

- 「無限責任」への対応として...
 - a 討議倫理、熟慮民主主義
: 責任のインフレを、形式の整備によって調整
 - b 闘争的コミュニタリアン
 - c 多元主義的コミュニタリアン(脱政治的コミュニタリアン)
: 責任のインフレを「回避」する
 - d リベラリスト
: 討議倫理よりは緩い形で「形式」を統制
 - e 自生的秩序論
: 自生的に得られるルールによる収束

3. CMC空間の社会哲学(11)

- 現状は、bとcが広がり、aとe(b)の対立構造が激化している、という感じか。aが成り立たなくなるメディアの変容を理解したうえで、dの方策を慎重に検討していくことが必要なのではないか。
- 闘争的コミュニタリアンどうしの闘争激化を、「行為の正当化可能性」を担保すること(d)によって、統御すること。

3. CMC空間の社会哲学(12)

- しかし、それがいかに公共性への指向を欠くものであれ、多元主義的コミュニタリアン(c)の動物的生態を否定することはできないのではないか。リベラリズムの何らかの統制を加えたとしても、闘争的コミュニタリアンの闘争性はたぶん収まらないし(反社会的行為は減るだろうが、コンテキストをめぐる闘争性は収まることはないのではないか)、討議倫理の空間も局所的にしか実現されえないだろう。とすれば、「動物になる自由」がある程度担保される必要がある、といえるかもしれない。

無限の応答責任へのコミットを「選択肢」化するコミュニケーション・デザインを、一概に否定することはできない。

3. CMC空間の社会哲学(13)

- 自由と環境管理型権力
 - しかし、考えるべき問題がある。共同体主義と密接な関係を持った「積極的自由」の問題である。bもcもある種の「積極的自由」を前提としている。
 - 東などが示唆するように、現代の情報社会における「自由」の問題は、主体の自由剥奪経験を焦点化する「消極的自由」ではない。
 - 環境監視型権力=いかなる行為の統制においても、行為者が自由剥奪感を覚えることができない。行為者は自由を、ではなく自由剥奪感を奪われる。つまり、消極的な自由が機能不全に陥る。
 - 逆に、「積極的自由」は過剰なまでに推奨される(「真の利益」)。

3. CMC空間の社会哲学(14)

- blは、しばしば自らがコミットする価値、共同的に構成される善の実現のために - aもしくはdの観点からみたとき - 「反社会的」な存在となることもある。自律の価値が重大なものとなるわけである。自らの信じるルールの特権性を目指す闘争であると言ってよい。
- 一方のclは、自らの価値実現の要件のなかに「他者への羨望」を含まないような(ドゥオーキン)、自由な主体である。自らの格率と客観的に正しい法則とがズレる可能性が低減するアーキテクチャが指示する「正しさ」と自己の格率とが、他なる格率を有する他者との確執なく接続されている。この主体において、もっとも純粋な意味における積極的自由が実現されている、ということができる。(脱社会的自由)

3. CMC空間の社会哲学(15)

- この二つのコミュニタリアニズムは対立しているように見えるが、東がいう「インフラの層における情報の流れ」の支配に対する脆弱性は共有している。インフラ次第では、反社会性の行為の表現はかなり限定されることになるし、そもそも脱社会的なコミュニティはアーキテクチャに対して適応することによって生を営む。
- 剥奪感を剥奪しつつ、というか、積極的な自由を後方支援しつつ、行為を誘導することは可能ということだ。価値のレイヤーを放っておくことで、より十然に行為の統御が果たされる

主要参考文献

- 東浩紀・大澤真幸「自由を考える」NHK出版、2003年
池田謙一「コミュニケーション」東大出版会、2000年
ウォレス、パトリシア「インターネットの心理学」NTT出版、2001年
大屋雄裕「情報化社会における自由の命運」『思想』965、2004年
北田暁大「かたち」の向こう側(2)(3)、『d/sign』6.7、20004年
北田暁大「政治の空間学2 リベラリズムについて(2)」、『10+1』37、2004年
サンステーション、キャス「インターネットは民主主義の敵か」毎日新聞社、2003年
武田徹「戦争報道」ちくま新書、2003年
仲正昌樹「共同体と正義」御茶ノ水書房、2004年
ハーバーマス、ユルゲン「コミュニケーション的行為の理論(中)」未来社、1986年
ハーバーマス、ユルゲン「公共性の構造転換」未来社、1994年
花田達朗「メディアと公共圏のガリテイクス」東大出版会、1999年
ルーマン、ニクラス / ハーバーマス、ユルゲン「批判理論と社会システム理論」木鐸社、1984年
吉田純「インターネット空間の社会学」世界思想社、2000年